

遺跡の活用における博物館の役割についての検討

— コロナ禍における現状も踏まえて —

竹下 春奈*

はじめに

日本における遺跡を取り巻く環境は、直近の2世紀を見ても時勢によって大きく変化してきた。20世紀前半は遺跡の保存に関する法令が整備された時期であるが、高度経済成長期になると、開発事業に伴って多くの遺跡が発掘と共に破壊の危機に晒された。そのため、地域の貴重な遺跡の破壊を防ぐことを目的に、日本全国で地域住民や市町村、研究者やマスコミなどが立ち上がり、その保存に向けて奔走した過去がある。こうして保存整備の進んだ遺跡に次に求められたのが、遺跡の活用だ。そして、近年になると、活用自体を国や自治体が積極的に推進する流れがあり、保存されてきた遺跡を、いかに現代社会に還元するかという視座が持たれるようになってきた。具体的には、遺跡の活用を巡って、観光考古学の登場や地域のまちづくり、遺跡を都

市計画の重要拠点の1つに位置付けるなど様々な方面での事業が行われている。

日本全国の遺跡の活用状況を見ていくと、事業を進める上でその活用拠点に地域の埋蔵文化財センターや博物館が選ばれることが多い¹⁾。そのうち、博物館に着目すると、長年を通して様々な役割を担ってきた。例えば、遺跡から出土した遺物、遺構、なかには遺跡全体を保存し、情報を伝達する拠点の他に、遺跡を通して来館者の学びを促す教育拠点という役割もある。また、都市計画において地域の遺跡と連携した活動を行う拠点に加え、近年では、文化観光推進法において、文化資源保存活用施設として観光拠点の役割も明示された。

それぞれで重複する部分はあるものの、遺跡の活用において博物館が担ってきた役割は多岐に渡ってきたと言える。それは、周囲の

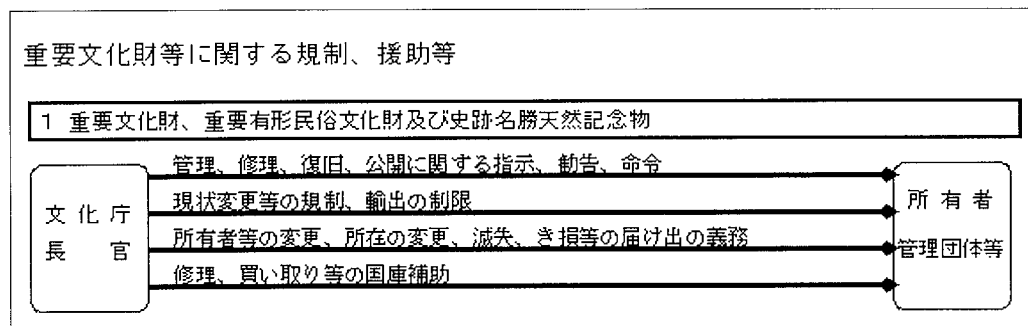


図1 文化財(文化庁HP)

* 明治大学大学院文学研究科臨床人間学専攻博士前期課程

環境や時勢に合わせて次々と役割を付与されてきたとも捉えることができる。だからこそ、今一度その役割を整理検討し、遺跡の活用のために博物館が果たし得る役割を改めて考える必要があるのではないだろうか。また、現在私たちが直面している“コロナ禍”という前例のない状況下、外出制限や人と気軽に会えない葛藤と向き合うなかで、身近に存在する遺跡や博物館が果たせる役割は何だろうか。

よって、本稿では、遺跡の活用に関する法令、史跡整備事業、関係論文を通して、遺跡の活用における博物館の位置づけや役割を整理し、改めて現代社会における役割を再検討する。また、今後の在り方も見据え、コロナ禍終息後の役割についても模索していきたい。

1. 遺跡の活用

本章では、研究主題である「遺跡の活用における博物館の役割」を明確化するため、まずは遺跡の活用に焦点を置き、関連用語の定義について確認していく。

(1) 遺跡と史跡

まず、遺跡とは「過去の人類がのこした遺構もしくは遺物のある所」²⁾と定義される。日本における具体的な例としては、遡れば旧石器時代の遺跡や、貝塚や古墳、そして20世紀の戦跡などが挙げられる。このように、過去に人類が残したものであることから、現在も人が居住している建築物に至るまで、時代や場所、属性は実に多彩だ。その数は、文化庁³⁾によると日本全国に約46万カ所存在し、毎年、各地で発掘調査が行われているため総数は日々増加している。

こうした遺跡の活用を考える上で、もう1つ重要なものが「史跡」である。史跡とは、文化財保護法において「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」のうち重要な

もの⁴⁾とされ、端的に言えば、遺跡のうち更に重要なものと判断されて文化財としての法的な保護処置が成されているものである。その数を見ると、令和4年1月1日時点で国指定の史跡は1,869件、更に重要と判断された特別史跡は63件存在している⁵⁾。先述した遺跡の総数と比べると、そこから史跡として指定された遺跡数は明らかに少ない。遺跡の保存という観点で見ても「全国各地で進められている遺跡調査の事例数に比べると、史跡として保存された事例はきわめて少ない」⁶⁾という評価が為されている。

では、遺跡から史跡に指定されるとどのような処置が為されるのだろうか。具体的には、図1のように文化庁からの規制や援助がある⁷⁾。規制としては、文化庁長官から所有者や管理団体等へ「管理、修理、復旧、公開に関する指示、勧告、命令」、「現状変更等の規制、輸出の制限」、「所有者等の変更、所在の変更、滅失、き損等の届け出の義務」付けがある。援助は、文化庁長官から所有者や管理団体等への「修理、買い取り等の国庫補助」がある。こうした処置は、史跡が重要文化財や天然記念物と並ぶ文化財に対しても同様である。

以上より、遺跡と史跡の関係を図示すると、図2のように遺跡という枠組みのなかに

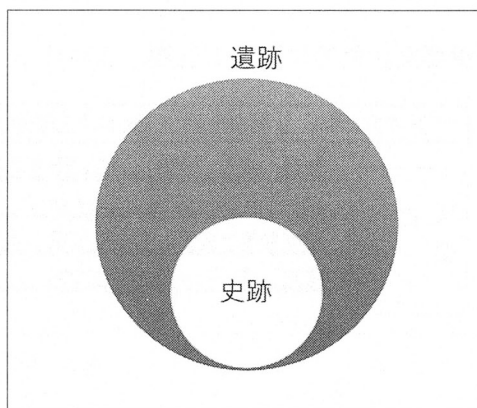


図2 遺跡と史跡の概念図

史跡がある。史跡は、文化財保護法下で様々な処置がある遺跡ということから、遺跡全体の活用を考える上で重要だ。

(2)「遺跡の活用」の定義

次は、「遺跡の活用」の定義に関して、本稿で特に参考とするものを紹介していこう。はじめにの章でも述べたが、遺跡の活用の定義は時勢に合わせて様々あり、そのため本稿では文化庁から2005年に示された定義に準拠する。出典は『史跡等整備のてびき 一保存と活用のために一』であり、史跡の活用とは「史跡等は過去の人々の活動と思考の歴史に関する多岐にわたる情報伝達を内蔵するもの、調査・研究により得た学術的知見を現代社会に見学者に情報伝達を行うこと」⁸⁾としている。つまり、史跡等に関する調査・研究により得た知見や情報を見学者ひいては現代社会に還元すること、とすることができる。ここでは史跡の活用について述べているが、上

記の内容を遺跡に適用することは可能であろう。

そして、具体的な活動として挙げているのが、①調査研究、②学びの場の提供、③市民の文化的活動及び憩いの場の提供、④まちづくりと地域のアイデンティティの創出、⑤文化的観光資源としての活用の5つである。また、こういった活動を推進する上で行われる施策には、「来訪者に対して史跡等を適切に『公開』することをはじめ、来訪者が史跡等の空間において快適に過ごし歴史及び文化を学ぶことができるように諸施設の設置、公開・活用に関する企画の立案及び宣伝、学習のための教材の製作及び場所の準備など、物理的、精神的な両面にわたる各種の施策」⁸⁾が広く含まれている。設置が推進されている諸施設としては、図3を見ると、目的に応じて保存、公開・活用、管理運営のための施設がある。そのうち、公開・活用のための施設には、ガイダンス施設や体験学習施設などが並

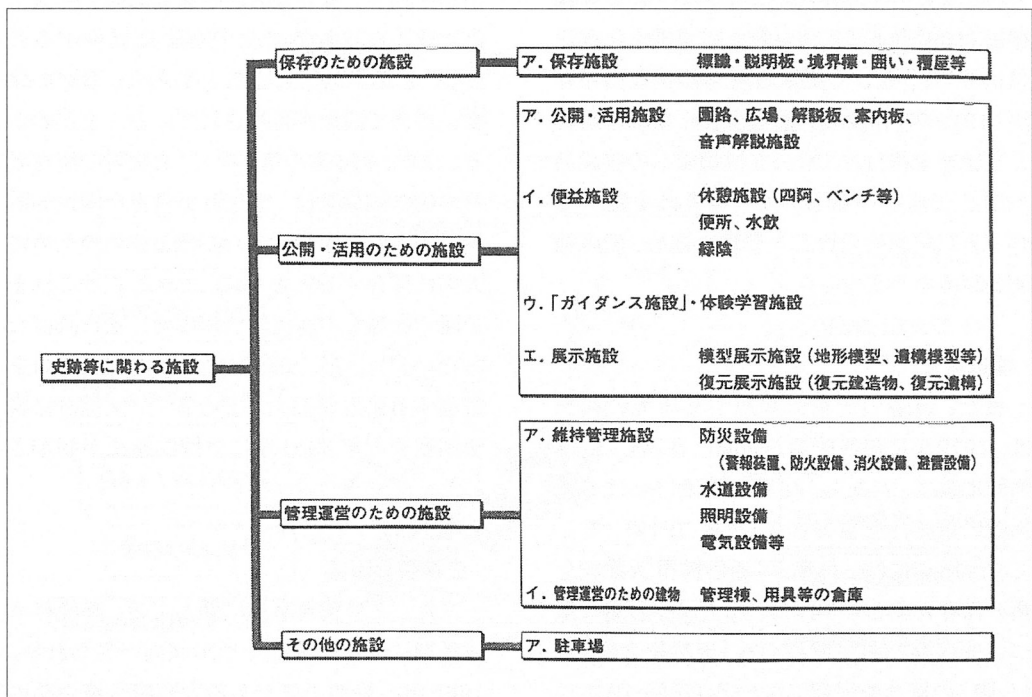


図3 史跡に関わる施設 (文化庁文化財部記念物課 2005)

んでいる。ガイダンス施設を博物館とするかについては意見が分かれるところだが、本稿では鷹野(2015)の基準を参考に博物館に含めることとする⁹⁾。次章では、遺跡の活用において博物館がどのように位置づけられてきたのかについて見ていこう。

2. 遺跡の活用における博物館の位置づけ

続いて、史跡整備事業や法令、遺跡の活用に関する論文のうち、主要なものを筆者が把握できた限りで紹介していきたい。特に、博物館に関係するものを取り上げ、その傾向を見ることで遺跡の活用における博物館の位置づけを明らかにし、本稿の主題である役割の検討へと繋げたい。

(1) 黎明期(20世紀前半以前)

・法令、史跡整備事業

この時期には、遺跡の活用を前面に出した事業や法令は見られず、遺跡の保存に関するものが主体となっている。関連するものとして、後に文化財保護法へ集約する、古社寺保存法(1897年)とそれを引き継ぐ国宝保存法(1929年)、そして史蹟名勝天然記念物保存法(1919年)がある。前者は、社寺の建造物と宝物類を格付け、官公立博物館への収蔵品の出品義務付けるもので、後者は史蹟・名勝・天然記念物の保存と管理を進め、国庫補助金制度を明文化した。

・関連論文

また、遺跡の活用に関連する研究の初出は、1912年に黒板勝美が新聞に寄稿した「博物館に就て」であり、史跡の整備における博物館の重要性を主張した(黒板 1912)。そして、1915年には三好學が「通俗講和 天然記念物の保存と美化1~4」で、郷土保存思想に基づいて保存と活用をめぐる「天然記念物」と「公園」の概念を提起している(三好 1915)。また、棚橋源太郎は著作『眼に訴へる教育機

関』で、史跡・名勝・天然記念物自体を資料とする「戸外博物館」を定義した(棚橋 1930)。同じく「戸外博物館」に関するものとして、日本博物館協会が『戸外文化財の教育的利用』のなかで遺跡の現代社会への活用に言及している(日本博物館協会 1948)。この時期の論文の詳細に関しては、青木・鷹野(2015)に詳しい。

(2) 高度経済成長期前後(20世紀後半)

・法令

当該時期を代表する法令としては、1950年に制定された文化財保護法がある。この法律の前身には、古社寺保存法(1897年)と国宝保存法(1929年)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919年)、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(1933年)があり、これらを統合したものである。しかし、文化財保護法が以前の法令と大きく異なる点は、文化財の保存だけでなく「活用」を明記・法制化したことだ。法律自体の目的に「文化財を保存し且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」¹⁰⁾と示されていることから、遺跡の保存に加えて活用が重視されていることがわかる。また、第4章の第2項で「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」¹¹⁾とし、史跡を含む文化財の活用を推進する動きが見える。そして、文化財保護法制定の翌年1951年には博物館法が制定された。

・史跡整備事業

また、史跡整備事業に関しては、高度経済成長期に入ると大きく増加傾向が見られる。1965年の特別史跡である大阪府百済寺跡の史跡整備開始から、国史跡の環境整備の国庫

補助事業が予算化し、史跡の保存や整備の内容が具体化されることで本格始動する契機となった。翌1966年には、文化財保護法改正とともに「風土記の丘」構想が提唱される。

「風土記の丘」構想とは1966年から始まり、遺跡の保存・活用と併設博物館の設立を推進したものである。構想の背景には、高度経済成長期の開発事業で行われた発掘後に多くの遺跡が破壊される状況を憂慮し、地域の広域な整備と発掘された遺物の保管場所としての博物館の設立を推進するに至った。この事業により、1966から1994年までの計29年間で、図4のように全国に13か所、国庫補助対象外の6か所の博物館が建設されている。こうして建設された博物館は、遺跡に併設する形で設立された博物館である「遺跡博物館」¹²⁾の代表例となっている。

その後、1968年のユネスコ総会における「公的又は私的の工事によって危険にさらされる文化財の保護に関する勧告」により遺跡保護が国家的に正当化された。1970年には、地方歴史民俗資料館の建設に対する補助金交付が開始され、新たな種類の遺跡博物館が増加することとなる。また、1978年には「歴史

の道」事業が開始し、街道や水路の整備・活用を図る動きが始まった。そして、1988年のふるさと創生事業により、「文化財を地域の活性化」、「遺跡を文化振興の核に」や「文化財を核とした地域の再生」などのスローガンが広く使われるようになる。これを受け、翌1989年に史跡等活用特別事業、通称としてふるさと歴史の広場事業と言われる事業が展開されることとなった。本事業では、実物大復元などの立体施設や遺構全体の模型、そして、ガイダンス施設の設置を推進し、また新たな形での遺跡博物館が増加する。1991年には、地域中核史跡等整備特別事業が始まり、地域の政治や文化などの中心地である国分寺、国府跡等の史跡等の買上げと整備が進められた。そして、1994年をもって、「風土記の丘」構想による事業は終了を迎えた。

翌年以降、文化庁からの短期的な遺跡の保護・活用政策が立て続けに開始される。1995年の大規模遺跡総合整備事業、1996年の「歴史の道」整備活用推進事業、1997年には地方拠点史跡等総合整備事業（「歴史ロマン再生事業」に統合）、1999年の文化振興マスタープランなどが挙げられる。

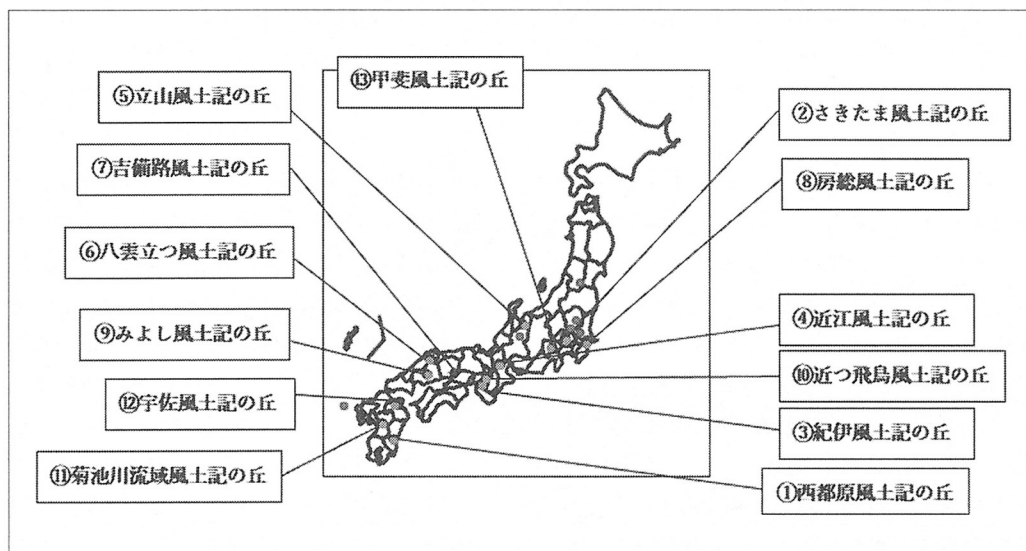


図4 風土記の丘の位置 (関 2014をもとに執筆者作成)

・関連論文

次に、遺跡の活用に関連する論文を紹介していく。この時期の特徴としては、上述した高度経済成長期以降に実施された史跡整備事業への批評が多く出された。また、遺跡と博物館が都市計画において重要な要素となった時期でもある。

1979年に安原啓示は、税金を投下するにあたって「遺跡がただ守れるからという凍結保存方式で未使用地としておくのでは、土地所有者は納得せず、公有化が難しい」などの理由から、史跡となった土地を積極的に利用することが要求されると述べている(安原1979)。また、鷹野光行が「野外博物館の効用―遺跡を活用する視点から―」で遺跡の活用における博物館創設の重要性を主張した(鷹野1984)。その後、続くように後藤和民による「史跡整備と野外博物館」が発表され(後藤1992)、同じく遺跡や史跡の整備に関連したものとして、小林隆幸の「遺跡の整備と活用」が発表される(小林1996)。上記とは異なる動きとしては、1998年の角南勇仁の「史跡等の文化財を活用した公園整備・まちづくり」や同年発表の西村幸夫の「都市計画の眼から見た遺跡と遺跡整備」では、都市計画の視点から見た遺跡と遺跡整備について論じている(角南1998, 西村1998)。

・総括

以上を通して、高度経済成長期前後の20世紀後半をまとめると主に3つの特徴があった。1つは文化財保護法を始めとする法令が整った時期であり、2つ目として高度経済成長期に入り様々な史跡整備事業が開始され、それに対する批判が増加した時期である。そして、まちづくり等を意識した都市計画の枠組みへと組み込まれた時期でもある。また、この時期の博物館は、史跡整備事業において遺物や遺構、遺跡の保存・公開施設として位置づけられて建設された例が多い。そうして

整備された遺跡の活用を推進する動きも見られ始め、まちづくりや都市計画のなかで活用する上で遺跡と連携した活動を行う施設として博物館が位置付けられた。

(3) 近年の傾向(21世紀以降)

・法令

この時期に出た法令を挙げていくと、2019年の文化財保護法が改正されたことが特徴的であろう。大きく変わった点は「①地域における文化財の総合的な保存・活用」、「②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し」、「③地方文化財行政の推進力強化」の3つである(文化庁2018)。特に「①地域における文化財の総合的な保存・活用」は、保護措置をされた遺跡を地域の文化財として図5のように保存活用を推進するものである。そのために必要な措置として、ガイドンス施設の整備や普及啓発を挙げている。

また、2001年に文化芸術振興基本法の施行、その16年後の2017年に文化芸術振興基本法の一部を改正する法律が出され、後に文化芸術基本法に改められた。この改正で、文化芸術の振興に加えて観光やまちづくりなどの関連分野との連携や、文化芸術によって生まれた価値をその継承や発展、創造に活用する方針が打ち出された。

そして、2020年には文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律、通称：文化観光推進法が制定された。この法律は、文化振興を、観光振興や地域の活性化と結びつけることで、獲得した経済効果を文化振興に還元するようなサイクルを生み出すことを目的としている。その文化資源保存活用施設として博物館や美術館などが挙げられている。例えば、現在決まっている認定計画では、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核としたものでは、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館がその活用拠点となっている。また、文化観光推進法に基づく支援事業の1つ

に、博物館等を中核とした文化クラスター推進事業が実施され、文化観光施設の機能強化のために様々な活動の支援が開始された。

・史跡整備事業

次に、史跡整備事業としては、2003年の史跡等総合整備活用推進事業（「ふるさと文化の体験広場事業」へ統合）を始めとして、2000年代は世界遺産や文化的景観に関連する事業や観光拠点の強化を目指した事業が、様々な省庁から毎年多く展開されている。そうした中で、2005年に『史跡等整備のてびき―保存と活用のために―』は発行され、史跡を始めとする遺跡の整備による保存・活用の指標を提示した。公開・活用のための施設にはガイダンス施設や体験学習施設などがあり、遺跡の活用における重要な施設として位置付けられている。

・関連論文

また、遺跡の活用に関連する論文は、上述した法令や事業の影響で、遺跡と博物館の観

光拠点化に関するものやその経済効果を対象とする調査が増加している。2006年に青木豊は「地域博物館・野外博物館としての史跡整備 ―史跡等整備活用での博物館の必要性―」を発表し（青木 2006）、一方で新たな動きとしては、澤村明が「縄文遺跡保存と活用のあり方 ―三内丸山遺跡・御所野遺跡を事例とした経済効果の測定を手がかりに―」で経済効果に関する調査を行っている（澤村 2006）。そして、その翌年に、埋蔵文化財発掘調査体制の整備充実に関する調査研究委員会が「埋蔵文化財の保存と活用（報告）」を発表し、遺跡を始めとする埋蔵文化財の保存・活用の目指すところが示された（埋蔵文化財発掘調査体制の整備充実に関する調査研究委員会 2007）。これと近い視点で、秋山邦雄は「遺跡の役割と活用の視点」を、古賀保之が「遺跡活用の新たな視点」を発表し、現代社会における遺跡の現状と展望について述べている（秋山 2012, 古賀 2012）。また、2014年には立て続けに、池田朋生の「野外博物館における博物館教育 ―遺跡博物館を事例にして

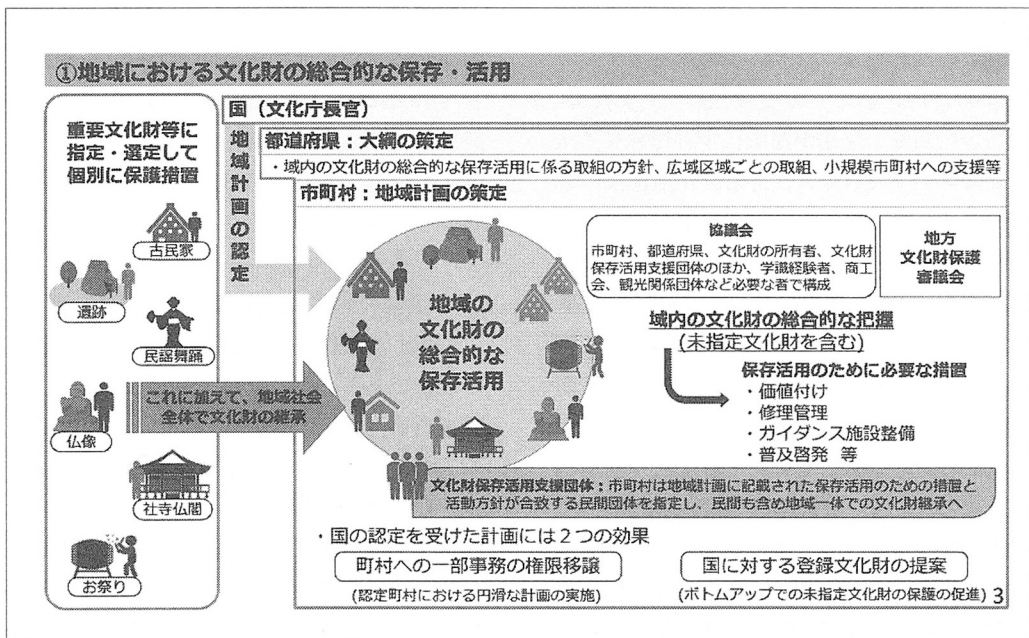


図5 地域の文化財の総合的な保存活用（文化庁 2018）

一)、多々良穰の「日本における文化資源の社会的還元について：博物館と遺跡公園の現状を踏まえて」、安高啓明の「ミュージアム都市形成論」、石井淳平の「市民活動としての史跡の保護と活用」等、大変多くの示唆に富んだ論考が発表された(池田 2014, 多々良 2014, 安高 2014, 石井 2014)。遺跡の活用を多様な視点から捉えた研究であるが、共通して近年の法令や事業の影響が見られる。2015年には、青木豊と鷹野光行が共同監修の『地域を活かす遺跡と博物館』を発表し、この時点での遺跡や博物館、それに関連する史跡整備史を体系的にまとめており(青木・鷹野 2015)、本稿執筆にあたり大変参考にした論文である。また同年に、中島義晴が「史跡等の整備・活用の長期的な展開」として、活用が求められる時勢ではあるが、一方で関連施設の劣化や陳腐化、遺跡の保存上の問題が生じている現状について論じた(中島 2015)。より最近の傾向では、松永朋子の「遺跡博物館の観光活用」など(松永 2018)、遺跡の活用として観光拠点の在り方を模索する論考が増加している。

・総括

近年の傾向をまとめると、法令や事業で、明らかに遺跡の活用が前面に押し出されるようになってきた。特に、文化観光推進法においては、文化振興の一環として観光が組み込まれ、観光という形での活用が明示されている。では、遺跡の活用において博物館の位置づけはどのように変化したのだろうか。改正文化財保護法では、遺跡を始めとする地域の文化財の保存・活用施設として位置づけられ、文化観光推進法でも文化資源保存活用施設となっている。文化観光推進法と併せて、博物館等を中核とした文化クラスター推進事業も展開され、文化観光拠点としての側面が強まった。この状況に対し、様々な論文で議論が為されている。

(4) 位置づけの変遷

直近の2世紀を通してその変遷を見ていくと、実に様々な位置づけが博物館に与えられてきたことがわかる。黎明期とした20世紀前半では、遺跡の保存に関する法令や事業が主体となっており、関連論文でも、博物館は史跡整備や資料の保存を担う施設として位置づけられていた。20世紀後半になると、高度経済成長期前後の期間を通して、博物館は史跡整備事業における遺跡の保存・公開施設になり、整備された遺跡の活用に伴って、遺跡との連携した活動が求められるようになる。それは、まちづくりや都市計画のなかでの活用に組み込まれた時期でもある。21世紀前半になり、近年の傾向としては改正文化財保護法で、地域の遺跡の保存・活用施設として、文化観光推進法では文化資源保存活用施設と位置付けられた。文化観光推進法の支援事業である、博物館等を中核とした文化クラスター推進事業においては文化観光施設としての位置づけが明示されている。

3. 遺跡の活用における博物館の役割

位置づけの変遷を踏まえ、本章では、遺跡の活用において博物館が果たし得る役割について考えていこう。これまで法令や事業、関連論文で示されてきたものを見ていくと、博物館が担ってきた役割は大きく3種類に分けられるのではないだろうか。

(1) 遺跡の保存公開拠点

1つは、遺跡を保存・公開する拠点としての役割である。その役割にあることから、遺跡に併設する形で建設されているものが多く、ガイドンス施設を始めとする遺跡博物館¹²⁾が主体的に担っている傾向がある。これは20世紀前半から既に登場している役割で、近年では保存活用施設という名称が付され、活用という言葉が強く出ている様相が見られた。ただし、施設名の位置づけとして保存や

公開が冠されているだけで、実際はその他に多種多様な役割を担っていることも多い。なぜなら、このタイプの博物館は、遺跡に併設している点からも主要な収蔵資料に遺跡が含まれていることで、遺跡を通して調査研究や来館者の学習を促す役割も担うことができるからだ。確かに、調査研究や教育普及活動などは博物館法にも明示されている博物館の基本的機能であるが、遺跡という不動産の資料でその役割を担える点に注目すべきだ。以上を踏まえ、改めて『史跡等整備のてびき』⁸⁾の「遺跡の活用」の具体的な活動を参照すると、①調査研究、②学びの場の提供や③市民の文化的活動及び憩いの場の提供という3つの活動に対して、この種類の博物館は積極的なアプローチが可能である。

(2) 遺跡との連携活動拠点

次は、遺跡との連携活動を行う拠点という役割だ。これは、20世紀後半の特に高度経済成長期後に、都市計画やまちづくりを推進する事業や研究で登場したものである。1つの地域において、分散する遺跡とそれを繋げる博物館という図6のようなネットワークを築いている博物館が該当する。具体的には、大規模博物館や地域の中心的な博物館が挙げら

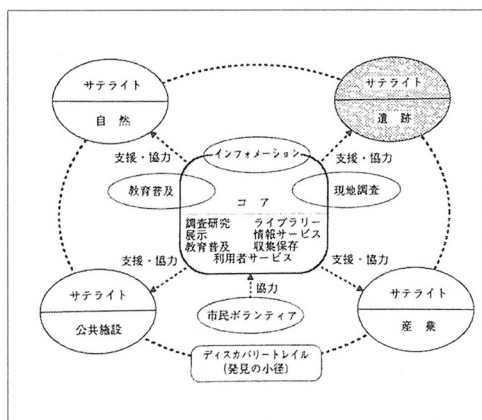


図6 遺跡のネットワーク概念図
(福留他 1993、小林 1996に一部加筆)

れるだろう。また、役割をより具体化すると、来館者がその博物館を訪れた際に地域の遺跡に関する情報や学びを得て、遺跡に対して関心を持つ機会を作ったり、遺跡でイベントを行うことで直接遺跡に足を運ぶ人々を増やすといった役割を担っている。これを『史跡等整備のてびき』⁸⁾と照らし合わせると、③市民の文化的活動及び憩いの場の提供、④まちづくりと地域のアイデンティティの創出の2つにおいて果たす役割が大きい。また、対象が地域全体の遺跡になるため1つ遺跡に対しての割合は減るが、当然として①調査研究、②学びの場の提供にも携わっている。

(3) 文化観光拠点

最後は、文化観光拠点としての役割である。特に21世紀になってから、強く打ち出された役割で、訪日外国人観光客を対象としたインバウンド観光を意識したものと国内旅行者を対象としたものでは若干、博物館の種類が異なっている。それぞれ見ていくと、インバウンド観光を意識しているものはガイドブックに載っている様な知名度も高く、観光地にある遺跡とそこに関連する博物館が当てはまる。具体例としては、世界遺産の近くに建設される世界遺産センターが代表的だ。また、国内旅行者を対象としたものでは、各地域の観光拠点になっている遺跡と関連の博物館が該当する。まちおこしの一環として観光政策を打ち出し、遺跡や博物館を活用する自治体もある。そして、この種類の博物館を『史跡等整備のてびき』⁸⁾を踏まえて考えると、主体的に⑤文化的観光資源に力を入れていることがわかる。

(4) 現代社会における役割

以上で、遺跡の活用における博物館の役割について、『史跡等整備のてびき』⁸⁾の遺跡の活用に関する5つの活動と結びつけて分類したが、実際にはそれぞれの役割が重なり合

い、重複して担っている博物館は少なくない。しかし、本稿がねらいとするのは、次々と付与されていく様々な役割のなかで、その博物館にとってどの役割にどれくらい量力を割き、力を入れるべきなのか、改めて考える指標を提示することにある。その指標は、博物館を取り巻く環境が変化したことで求められるものが変わった時、柔軟に担う役割を変化させたり、新たに創出する際にも役に立つ。

そして、現代社会が直面するコロナ禍における、博物館の役割を模索する上でも有効的なのではないだろうか。例えば、外出制限で在宅を余儀なくされる状況に対応して、現地に訪れなくても体験できるオンライン・ミュージアムやVRなどをHPで公開し、ネットワーク上の情報伝達拠点としての役割を担うことができる。また、人との交流が減った人にとっては、博物館が実施するオンライン講座やオンラインイベントが、他者と交流する数少ない機会にもなり得る。こうした博物館のネットワーク上の働きかけによって、遺跡という不動産の存在が物理的距離を越えて世界と繋がることを促す窓口のような役割も担うことができるのではないだろうか。これは、コロナ禍において特に注目され始めたものであるが、無から生まれたわけではなく、本稿で述べてきたような既存の役割を応用させたものと捉えられる。

また、コロナ禍が終息した後こそ、遺跡や博物館という直接訪れて様々な体験ができる拠点の必要性が再認識されるのではないだろうか。オンライン上で培った新しい役割はそのままに、本来持っていた役割が更に重要視され、遺跡の活用において博物館がより活躍できることを期待したい。

おわりに

本稿では、遺跡の活用に関する法令、史跡整備事業や関係論文を通して、遺跡の活用における博物館の役割を整理検討した。それを

踏まえ、現代社会における新たな役割を提示、模索するに至った。ただ、現状の課題としては、博物館の役割の検討を、遺跡の活用に関する法令、史跡整備事業や関係論文という間接的な情報源からのみで行ったことが指摘できる。そのため、本研究の今後の展望は、遺跡の活用における博物館の役割を更に明瞭化するため、直接的な情報源である、博物館における実際の活動や遺跡の活用状況を調査していくことだ。そして、本研究の成果が、コロナ禍という苦境に直面する多くの博物館にとって、その役割を見つめ直す際の一助となることを願っている。

謝 辞

本稿執筆にあたり、多大なご指導並びにご助言を賜りました、明治大学の駒見和夫、井上由佳の両先生、法政大学の金山喜昭先生に厚く御礼申し上げます。

注

(1) 具体的な事例として、日本海沿岸地帯振興連盟が2003年に行った「緑の国土軸」推進基本調査では、日本海沿岸地域の「歴史文化資源を活用した地域づくり事例」をまとめている。古墳などの遺跡の活用事例において、その活用拠点には主に地域の埋蔵文化財センターや博物館が挙げられている。

日本海沿岸地帯振興連盟「緑の国土軸」推進基本調査「歴史文化資源を活用した地域づくり事例」

<https://www.pref.toyama.jp/sections/1002/nichienren/databank.html> (2021/12/17 22:05 時点)

(2) 新村出編 2008『広辞苑(第六版)』岩波書店

(3) 文化庁HP「埋蔵文化財」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html> (2021/12/17 21:05 時点)

(4) 文化財保護法第2条、第109条

(5) 文化庁HP「文化財指定等の件数」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>

- shokai/shitei.html
- (6) 村田文夫(全日本博物館学会編) 2011「史跡整備」『博物館学事典』, pp.146-147, 雄山閣
- (7) 文化庁HP「重要文化財等に関する規制, 援助等」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/kisei_enjo.html (2021/12/19 20:27時点)
- (8) 文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき ―保存と活用のために―』
- (9) 鷹野(2015)は遺跡博物館の類型として、「風土記の丘」構想による広域保存型、地方歴史民俗資料館、史跡等活用特別事業(通称:ふるさと歴史の広場事業)のガイダンス施設等を提唱している。
- (10) 文化財保護法第1条
- (11) 文化財保護法第2条、第109条
- (12) 遺跡博物館とは「遺跡保存と活用を目的とした現地保存型の博物館」(上田 2011)のことである。鷹野(2015)は遺跡博物館の類型を設定し、「風土記の丘」構想による広域保存型、地方歴史民俗資料館、史跡等活用特別事業(通称:ふるさと歴史の広場事業)のガイダンス施設等を提唱している。本稿の「遺跡博物館」の類型はこれに基づくものである。
- (13) 文化庁 2018『文化財保護法改正の概要について』

参考文献・サイト

- 青木豊 2006「地域博物館・野外博物館としての史跡整備 ―史跡等整備活用での博物館の必要性―」『史跡整備と博物館』, pp.3-16, 雄山閣
- 青木豊・鷹野光行編 2015『地域を活かす遺跡と博物館 ―遺跡博物館のいま―』同成社
- 秋山邦夫 2012「遺跡の役割と活用の視点」『考古調査ハンドブック』7, ニューサイエンス社
- 石井淳平 2014「市民活動としての史跡の保護と活用」(第35回佐賀自治研集会 第1分科会 住民との協働でつくる地域社会)
- 池田朋生 2014「野外博物館における博物館教育 ―遺跡博物館を実例として―」『人文系 博物館教育論』, pp.127-152, 雄山閣
- 上田董(全日本博物館学会編) 2011「遺跡博物館」『博物館学事典』, pp.13-14, 雄山閣
- 黒板勝美 1912「博物館に就て」『東京朝日新聞』p1
公的又は私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する勧告(1968年11月19日 第15回ユネスコ総会採択)
- 古賀保之 2012「遺跡活用の新たな視点」『立法と調査』333, p2, 参議院事務局企画調整室
- 国宝保存法(昭和4年3月28日法律第17号)
- 古社寺保存法(明治36年6月10日法律第49号)
- 後藤和民 1992「史跡整備と野外博物館」『MUSEOLOGIST』7, 明治大学学芸員養成課程
- 小林隆幸 1996「遺跡の整備と活用」『考古学と遺跡の保護』, pp.423-435, 甘粕健先生退官記念論集刊行会
- 澤村明 2006「縄文遺跡保存と活用のあり方 ―三内丸山遺跡・御所野遺跡を事例とした経済効果の測定を手がかりに―」『文化資本をめぐる理論と実証』, pp.47-54, 新潟大学経済学部
- 史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年4月10日法律第44号)
- 角南勇仁 1998「史跡等の文化財を活用した公園整備・まちづくり」『資源環境対策 臨時増刊』444, pp.19-25, 公害対策技術同友会
- 関俊明 2014「『風土記の丘』構想の再検討から学ぶ」『國學院大學博物館學紀要』38, pp.25-44, 國學院大學博物館学研究室
- 鷹野光行 1984「野外博物館の効用 ―遺跡を活用する視点から―」『お茶の水女子大学人文科学紀要』37, pp.75-95, お茶の水女子大学
- 鷹野光行 2015「遺跡博物館の出現の背景」『地域を活かす遺跡と博物館 ―遺跡博物館のいま―』, pp.41-49, 同成社
- 多々良穰 2014「日本における文化資源の社会的還元について: 博物館と遺跡公園の現状を踏まえて」『人間社会環境研究』27, pp.121-138, 金沢大学大学院人間社会環境研究科
- 多々良穰 2015「社会還元に向けた遺跡公園の活用 ―東北地方を中心に―」『金沢大学考古学紀要』36, pp.139-153, 金沢大学文学部考古学講座
- 棚橋源太郎 1930『眼に訴へる教育機関』宝文堂
- 中川成夫 1963「遺跡博物館の現状と課題」『ムゼ

イオン』9, 立教大学博物館学講座
中島義晴 2015「史跡等の整備・活用の長期的な展開」『奈良文化財研究所紀要』, pp.36-37, 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
西村幸夫 1998「都市計画の眼から見た遺跡と遺跡整備」『資源環境対策 臨時増刊』444, pp.15-18, 公害対策技術同友会
日本博物館協会 1948『戸外文化財の教育的利用』
社団法人日本博物館協会
博物館等を中核とした文化クラスター推進事業国庫補助要項(令和2年4月1日文化庁長官決定)
博物館法(昭和26年法律第285号)
福留強他 1993『ECOMUSEUM』丹青総合研究所
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年5月1日法律第18号)
文化芸術基本法(平成13年12月7日法律第148号)
文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第148号)
文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号, 最終改正令和3年6月14日法律第22号)
文化財保護法施工令(昭和59年9月9日政令第267号, 最終改正平成17年6月24日政令第224号)
文化庁 1998『文化振興マスタープラン ―文化立国の実現に向けて―』
文化庁 2017『文化財に関する基礎資料』
文化庁 2018『文化財保護法改正の概要について』
文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき ―保存と活用のために―』同成社
文化庁文化財部記念物課 2010『記念物の保護のしくみ』
文化庁文化財部記念物課 2017『日本の特別史跡』
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2007「埋蔵文化財の保存と活用(報告) ―地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政―」『保存と活用』, pp.1-14
榊淵規彰 2006「史跡整備の制度と制度史」『史跡整備と博物館』, pp.17-27, 雄山閣
松永朋子 2018「遺跡博物館の観光活用」『観光学論集』14, pp.43-52, 長崎国際大学国際観光学会
三好學 1915「通俗講和 天然記念物の保存と美化 1~4」『東京日々新聞』朝刊

村田文夫(全日本博物館学会編) 2011「史跡整備」『博物館学事典』, pp.146-147, 雄山閣
安原啓示 1979「風土記の丘」『文化財保護の実務』上, 柏書房
安高啓明 2014「ミュージアム都市形成論」『歴史のなかのミュージアム ―驚異の部屋から大学博物館まで』, pp58-71, 昭和堂
歴史の道整備活用推進事業国庫補助要綱(平成8年5月15日文化庁長官決定, 最終改正平成16年4月1日)

文化庁HP

<https://www.bunka.go.jp/index.html> (2021/11/08 12:30時点)

文化庁HP「重要文化財等に関する規制, 援助等」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/kisei_enjo.html (2021/11/29 20:05時点)

A Study on the Role of Museums in the Utilization of Archaeological Site — Based on the Current Situation of COVID-19 Crisis

TAKESHITA Haruna

In this paper, the role of archaeological site museums is examined through the laws and regulations related to the utilization of archaeological sites, historical site development projects, and related papers, and the role of museums in modern society is clarified. As a result, the roles of museums can be categorized into three types: (1) a center for the preservation and exhibition of archaeological sites, (2) a center for activities in cooperation with archaeological sites, and (3) a center for cultural tourism. In addition, as a new role in the current situation of the COVID-19 crisis, we proposed a role as a base for online use. After the end of the COVID-19 crisis, the online role which museums have played for a long time will become even more important. I hope this paper will serve as a reference for museums facing the predicament of the COVID-19 crisis in considering their role.